

はじめに

計量法を理解するという事は、計量法の正しい読み方を理解することであり、読み方によって解釈も定まる。しかし、計量法の正しい読み方を理解している人は、極めて少ないのが実情である。これについては、以下のようなことが理由として考えられる。

第一として、関係政省令等を含めて法令条文の総量が膨大であること、制度が複雑で法律の全体像が分かり難いということが挙げられる。これについては、計量法の歴史が古く、後から後からいくつもの制度を追加してきたため、その歴史の積み重ねにより膨大な量になってきたためである。そして、全体量が多くなると、どこが頭でどこが尻尾か直には見つけられないということが多くなる。

第二として、法条文間の絡みや政省令等への委任事項等が多く、政省令や告示等まで読まないとな具体的内容が分からない部分が多い。これについては、後から追加した制度を法律の隙間に詰め込んできたため、条文の準用部分や条文を前後して読まなければならない部分が増えてきた。結果として、複雑で迷路のように入り組んだ状態になってしまったと言える。

第三として、法条文に出てくる用語が抽象的で何を意味しているのか良く分からないことが多い。具体的には、「トレーサビリティ制度」を直接的に書いた条文はなく、「取引又は証明」や「計量器」という用語が具体的に何を意味するかを理解するのは難しい。さらには、「家庭用特定計量器」や「JCSS」とか「MLAP」といった用語も、政省令まで読まなければ出てこない。これは、法律改正等の際に他の制度との整合性や従来の通達等で規定していた制度運用部分との兼ね合いなどから、抽象的な表現を多く用いてきたためと考えられる。結局は、法解釈はこれまでの行政判断の積み重ねによる帰納的な解釈に依存する部分が多くなり、具体的に書かれている部分は政省令等が中心となってくる。

以上のことから、「計量法の読み方」を理解するには、これらの問題点を踏まえて解説しなければ、理解できるものとはならない。従って、本書を執筆するにあたり、以下の考え方に立って「計量法の読み方」(解説)をまとめることとする。

第一は、計量法を各制度別に分けて解説し、歴史的な変遷を交えながら、計量制度全体の中での位置付けについても言及していきたい。計量法は、計量単位や検定制度やトレーサビリティ制度など、個々の制度の複合体であるため、各制度別に整理してみれば、ある程度完結した形の制度として捉えることができる。

第二は、法令条文間のつながりについて、丹念に絡まった糸を解くように整理してみることである。各制度は、個別に見ればその制度の中心となるキー条文から関連の条文を辿ることで、その制度の全体像が浮かび上がるようになっている。従って、各制度の概要を知るには、キーとなる条文を見つけることであり、キー条文と他の条文や政省令等がどのように関連しているかを知ることで、ある程度の具体的な制度の全体像を把握することが可能となる。

第三は、各制度の意味やキーワード等について、基本的な考え方や制度趣旨等を含め、重要度に応じて詳しく解説していきたい。各制度は、その必要性があって設けられているため、いつ頃から始まりどのような改正を経て現在に至っているか、その経緯等を調べてみることでその制度の重要性や意義を知る手がかりとなる。制度の存立意義や趣旨を知ることは、行政実務において、法解釈を行う際に極めて重要である。

「計量法の読み方」は、一朝一夕に身につくもではなく、長い間の経験や多くの知識がなければ正しい解釈に至ることは難しい。本書は、計量法に携わる人たちの参考資料として作成したため、一般の計量法を知らない初心者が読むには難しいかもしれない。しかし、これから計量法に長く関わる人であるならば、繰り返し読むことを推奨する。本書が計量法を紐解く人々の「道標」となれば幸いである。